

業務委託仕様書

1. 業務名

青の煌めきあおもり国スポローイング競技会競技艇運搬業務

2. 業務目的

青の煌めきあおもり国スポローイング競技会（以下「競技会」という。）の開催に伴い、競技会で使用する競技艇計76艇及び付属品の運搬

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年10月30日（金）までとする。

4. 業務場所

搬出場所：旧桜川小学校体育館（むつ市川内町桜川川代225番地1）

搬入場所：むつ市大湊特設ローイング場（むつ市大湊町 海上自衛隊大湊基地内）

5. 業務内容

競技会で使用する競技艇計76艇及び付属品（リガー、艇置き台（2台/艇）、艇固定ベルト（2本/艇））を旧桜川小学校体育館からむつ市大湊特設ローイング場へ運搬する。

艇種	メーカー名、艇形式名	長さ	全幅	船体重量 (リガー含)	数量
男子舵手付クオドルプル艇 (舵手付フォア兼用)	桑野造船株式会社 Wintech International	12,275mm	548mm	57.5kg ±1.0kg	11艇
女子舵手付クオドルプル艇	桑野造船株式会社 Wintech International	11,810mm	503mm	55.0kg ±1.0kg	11艇
男子ダブルスカル艇	有限会社デルタジャパン デルタウイング EliteA	9,400mm	430mm	29.0kg ±1.0kg	21艇
女子ダブルスカル艇	有限会社デルタジャパン デルタウイング EliteA	9,400mm	430mm	29.0kg ±1.0kg	11艇
男子シングルスカル艇	桑野造船株式会社 Wintech International	7,900mm	442mm	14.0kg ±0.5kg	11艇
女子シングルスカル艇	桑野造船株式会社 Wintech International	7,900mm	442mm	14.0kg ±0.5kg	11艇
合計					76艇

※上表の「長さ」、「全幅」、「船体重量」については、実際の艇の寸法に多少の誤差がある。

6. 作業日程

搬出 令和8年9月4日（金）

搬入 令和8年9月4日（金）

作業時間は、発注者と受注者で協議すること。

7. 特記事項

- (1) 車上での競技艇の固定等は受注者が責任を持って対応すること。
- (2) 搬出入に際して、競技艇に損傷等を来さないよう、取り扱いについては十分に注意し、また、施設を損傷させるおそれがある場合は、必要な養生を施すこと。
- (3) 運搬にあたっては、道路規制や渋滞等の付近の交通事情を十分考慮し、必要に応じて交通誘導員を配置するなど、円滑な作業の進行に努めること。
- (4) 施設の規則を遵守し、情報の提供を求められた場合には速やかに提供すること。

8. 官公庁その他関係機関への手続き

本業務の実施に際し、関係法令により必要となる許認可申請、届出等について、関係機関と事前に協議を行い、以降の設営業務がスムーズに実施できる環境を整えること。また、官公庁その他関係機関に対する必要な届出・申請等の手続きは、あらかじめ発注者へ関係書類等を提示し、承認を得た後、受注者がその業務を代行すること。なお、関係書類の作成、届出及び申請に伴う費用は受注者の負担とする。

9. 現場管理

受注者は、競技艇搬出から受け渡しまでの期間、本業務に熟知・熟練し、作業判断を下せる監督員及び作業員等を業務場所に常駐させ、発注者からの運搬等に係る指示への体制を整えること。またトラブルや事故の無いように十分な安全管理を施し、円滑かつ効率的に業務を遂行すること。

10. 安全管理

受注者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すこと。

- (1) 業務場所の管理
 - 労働者の安全及び衛生管理、整理整頓、公害防止並びに周辺への配慮を行うこと。
- (2) 交通法規の遵守
 - ア 構内に駐車出来ないときは、受注者の責任において適切な駐車場を確保すること。
 - イ 運搬車両の最大積載量を厳守し、通行車両・歩行人の安全対策等を講じること。
- (3) 保護対策
 - ア 本業務の実施に際し、既存施設等に対する保護対策を十分に施し、破壊や汚損を防ぐこと。
 - イ 大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、現地をよく確認し、路面陥没等のないように、十分に養生をすること。
- (4) 臨機の措置
 - 受注者は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認められるときは、発注者の指示を受け、臨機の措置をとること。不足の事故が発生した場合等、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の責任において、受注者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに発注者に報告すること。また、その措置の内容について発注者から指示があった場合には、直ちにその指示に応じること。
- (5) 損害・事故責任
 - 本業務の履行に際し、受注者の瑕疵により既設物への破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受注者の責任とし、発注者はいかなる責任も負わないものとする。

(6) 保険

労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等、業務上必要となる保険に加入すること。

1.1. 中止等の場合の支払い

荒天その他の理由により、作業が中止になった場合、本業務の経費については、実際に生じた支払額に応じ、発注者と別途協議の上、変更契約の対象とする。

1.2. 法令、条例等の遵守

受注者は、本業務の履行に関係する法令、条例等を遵守すること。

1.3. 提出書類、報告書等

受注者は、次の書類を発注者に提出すること。

(1) 契約締結後

資料名	数量
ア 契約金額内訳明細書	1部
イ 業務着手届	1部
ウ 業務責任者届	1部
エ 業務履行体系図（組織図）及び緊急電話連絡体制図	1部
オ その他発注者が指示するもの	1部

(2) 業務終了後

資料名	数量
ア 業務完了報告書	1部
イ 現場撮影写真電子データ（搬出前・積込中・受け渡し）	1部
ウ その他発注者が指示するもの	1部

1.4. 適用

(1) 範囲

本仕様書は、本業務に基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、発注者と協議の上、受注者の責任において、誠実に履行すること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

1.5. その他

(1) 受注者は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品、関係書類は、全て発注者に帰属するものとする。受注者は、発注者の許可なく他にこれを使用してはならない。

(3) 受注者は、本業務（業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせた場合を含む。）を通じて

知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

- (4) この仕様書に定めのない事項については、その都度発注者及び受注者が、誠意をもって協議し処理するものとする。